

# 野島公園 特記仕様書

令和5年5月26日 一部訂正

## 1 概要

所 在 地	金沢区野島町24
公園の沿革 や特徴、現指 定管理期間 中の改修等 の状況等	<p>戦後に国有地の無償貸与を受け、隣接民有地も買収して昭和30年度から整備し、昭和31年度に公開された総合公園です。</p> <p>安藤広重の描いた「野島夕照」で知られる野島は、本公園のあたりといわれています。公園前面の海岸（公園外）は、埋立てにより失われた中で残された市内唯一の自然海浜で、江戸時代には称名寺と共に物見遊山の客で賑わっていました。明治時代には伊藤博文金沢別邸が建てられるなど、東京在住者の別荘地とされました。第二次世界大戦中は基地化され、園内には戦時中に構築された掩体壕が残されています。</p> <p>昔の地形の特徴をそのまま残している野島山には、展望台が設置され、その周りの運動広場、野球場、青少年研修センター（※）、キャンプ場などは臨海のレクリエーションゾーンとして多くの市民に親しまれています。</p> <p>※青少年研修センター（4,795.63m<sup>2</sup>）は、子ども青少年局の所管施設であり、本指定管理の対象外です。</p> <p>平成27年度 津波避難施設の設置、護岸一部改修工事</p> <p>平成28年度 野島公園放水銃設備改修工事、野営場園路舗装改修工事</p> <p>令和3年度 小公園便所改築工事、野島山エリア基盤整備工事、 一部護岸改修工事</p>
面積	約175,215m <sup>2</sup> （総合公園）※国有地を含みます うち旧伊藤博文金沢別邸は3,864m <sup>2</sup>
有料施設	利用対象施設 野球場 面数 1面 現行の利用料金 1面1時間1,300円 対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール 開場期間 3月の第3土曜日～12月第3日曜日※1 休場日 毎月第1・第3・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)
主な公園施 設	旧伊藤博文金沢別邸（明治31年（1898年）建築、横浜市指定有形文化財）、 野球場（1面）、バーベキュー場、キャンプ場、見晴展望台、遊具、記念碑、管理棟、 倉庫、トイレ、駐車場ほか
電気設備、点 検保守項目 等	屋内照明設備：旧伊藤博文金沢別邸、管理棟、トイレ 屋外照明設備：水銀灯300W 92基、水銀灯200W 21基、セラメタ190W 11基、 セラメタ110W 4基、LED72W 8基、LED53W 7基、分電盤 9面 ：環境創造局公園緑地整備課設備担当へ毎年9月末までに屋外照明設備点検結果の報告 屋外放送設備点検：スピーカー10、増幅器5、放送設備ラック一式（年1回） 空調設備点検：管理棟3（年4回） 節水装置点検：園内トイレすべて（年2回） 受水槽・高架水槽設備点検：33m <sup>3</sup> 受水槽、1m <sup>3</sup> 高架水槽の法定定期点検清掃（年1回）、法定水質分析（年1回）

	随時の電気設備点検：旧伊藤博文金沢別邸、管理棟、トイレの照明設備点検 随時の電気設備修理：公園施設全般のランプ交換及び部品交換等 消防設備：日常目視点検+消火器日常点検、法定機器点検+法定総合点検（年1回） ：消防署への法定点検結果の報告等 ※旧伊藤博文金沢別邸の詳細な項目については、維持管理基本水準書で定めます。
--	--

※1

3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日	9:00～17:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日の第2、第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00
5月16日～8月15日	9:00～19:00
5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～19:00

## 2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点検	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
			ランプ交換	点検時
	放送設備	屋外スピーカー他	点検清掃	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	年1回 外観点検・動作確認等
	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回
	節水装置設備	各々トイレ	点検清掃	年1回
	受水槽・高架水槽設備	受水槽・高架水槽	定期点検清掃	年1回（法定）
			水質分析	年1回（法定）
	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
修理	修繕	各々設備	部品交換等	随時

## 3 消防設備

消防設備	感知器、消火ポンプ他	機器点検	年2回(法定点検)
		総合点検	年1回(法定点検)

## 4 特記事項

### (1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所か

ら通知します。

(2) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所へ管理許可を申請し、許可を受けた後に、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(3) 広域避難場所について

野島公園及び展望台は広域避難場所として位置付けられており、津波避難施設も設置されています。災害発生時には、住民が一時的に避難をしますので、金沢区防災計画に基づき、金沢区の指示に従って対応をしてください。

(4) 野島公園の指定管理区域について

野島公園に隣接している野島海岸は、環境創造局農政推進課が管理しており、野島海岸に接続する道路は、金沢土木事務所が管理しています。いずれも指定管理者の管理区域外ですが、境界等の管理については、関係各所と連携を図り、管理区域を南部公園緑地事務所と協議調整した上で利用者に迷惑のかからないように円滑な維持管理を行ってください。

(5) 小規模受水槽水道の自己点検について

金沢区役所福祉保健センターからの通知に従い、小規模受水槽水道の管理者点検及び結果を同区役所福祉保健センターへ報告してください。

(6) バーベキュー場について

指定管理者となった団体に設置管理許可制度に基づき1年ごとに許可を与え、南部公園緑地事務所が示した許可条件の範囲内で管理運営を実施していただく予定ですが、指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があり、その場合は許可の取り消しや許可の更新をしない場合がありますので、ご了承ください。

また、指定管理区域外のため、その管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

(7) キャンプ場について

バーベキュー場同様管理許可が必要です。指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があり、その場合は指定管理区域から除外をする場合がありますので、ご了承ください。

(8) 旧伊藤博文金沢別邸について

ア 開館日は年末年始(12月29日～1月3日)及び毎月第1・第3月曜日(休日の場合はその翌日)を除く毎日です。(指定管理者の提案によって変更することも可能です)

イ 消化ポンプ小屋があるので、維持管理水準書に従い適切に管理をしてください。

ウ 横浜市指定有形文化財であることと、明治期の田舎風の意匠を持つ「海浜別邸建築」としての履歴を生かし「別邸」としての生活空間を意識して、伊藤博文に関する資料や調度品などを展示公開してください。

エ 防犯・防火対策には特に留意して取り組み、消防設備の配置状況の把握、日常点検等を行なうとともに、職員の消防教育等を積極的に行なってください。また、消防署の査察等がある場合は、必ず協力してください。

オ 防火管理者は、指定管理者で野島公園に常勤をする者から選任してください。また、施設公開前に消防計画を所管消防署に提出してください。

カ 金沢区からの情報提供や指定管理者からの情報提供等、相互緊密に連携を取り、金沢区政に積

極的に協力してください。

キ 園地と同様に物品の販売等の自主事業については、別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をしますので、その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です

(9) トラクターについて

公園備品にトラクターがないため、トラクターを持ち込んで維持管理してください。

(10) 電気・機械設備の点検・修理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検の結果については、点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

(11) 護岸浸食について

ここ数年、バーベキュー場側の護岸の浸食が急激に進み、立入禁止措置を取っていますが、高潮対策への対応検討や調整などに時間を要することから、今後も利用制限が継続します。注意喚起等を徹底し、公園利用者の安全確保に努めてください。

(12) 野球場の利用について

野球場は狭あいで、場外飛球が多発しているため、貸し出し時の利用説明や、注意喚起表示などを行って、利用者に周囲の安全確保を徹底させてください。

また、場外飛球による被害が発生した場合は、一次的に対応を行うと同時に、南部公園緑地事務所まで至急報告をしてください。

(13) 掩体壕での調査・見学対応について

掩体壕への関心が高まっており、調査や見学の希望が増加しています。許認可を担当する南部公園緑地事務所と協力し、問合せ時の一次対応、実施時の安全確保や開錠等、必要な対応を行ってください。

(14) 公園内の調査・研究への対応について

変化に富んだ環境を有し、近隣に大学が立地していることから、公園内の調査・研究の問合せが比較的多い公園です。そのような問合せがあった場合、南部公園緑地事務所と協力して、内容や適切性を確認し、一般に公開可能な資料の提供や、自由利用の範囲で可能な軽易なものについては現地で対応を行ってください。また、公園内行為許可が必要なものについては南部公園緑地事務所への申請を案内するなど、必要な対応を行ってください。

## 5 課題等（様式 25 記載事項）

(1) 公園内の横浜市青少年研修センターは、横浜市こども青少年局所管施設であり、指定管理区域外となっています。当施設の指定管理者と連携を図り、野島公園の円滑な管理運営及び魅力向上を行う提案をしてください。

(2) 旧伊藤博文金沢別邸の開館時間について、利用者満足の向上や施設の魅力向上を鑑み、応募団体が提案してください。

また、横浜市指定有形文化財（建造物）である同邸の保全や活用も重要な業務となります。そこで応募団体が考える保全と活用について創意工夫に基づき提案してください。

(3) 室の木地区は、園地が海を隔てて分断されており、その管理運営に工夫が必要です。室の木地区の園地の活用を含めて管理運営について応募団体の創意工夫による提案をしてください。

(4) 園内のビオトープをどのようにして魅力ある空間にし、公園利用者に親しまれる場所にしていくか、応募者独自の創意工夫に基づき提案をしてください。

(5) 潮干狩りのシーズンになりますと公園や公園周辺は非常に混雑をします。その緩和策や広報について提案をしてください。※ただし、駐車場運営については、管理許可としているため、提案不可とします。

(6) ボランティア活動への協力について

公園内で長年活動しているボランティアの方々が存在します。当該ボランティア活動の統括（協力や助言）を行うための体制構築について提案をしてください。

(7) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(8) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。